

令和3年度 第2回高知県いじめ問題対策連絡協議会

《議事録（概要）》

- 1 日時 令和4年1月25日（火）15時00分～16時30分
- 2 場所 ザ グラウンパレス新阪急高知 4階 フローラ
- 3 出席者
- | | |
|---------|-------------------------|
| 濱 田 省 司 | 高知県知事 |
| 正 木 敬 造 | 高知県小中学校長会 会長 |
| 高 橋 志 治 | 高知県高等学校長協会 副会長 |
| 橋 本 和 紀 | 高知県私立中高等学校連合会 会長 |
| 金 子 宜 正 | 高知大学教育学部附属中学校 校長 |
| 仲 村 貴 介 | 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 副会長 |
| 池 永 彰 美 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 阿 形 恒 秀 | 国立大学法人鳴門教育大学 教職大学院 教授 |
| 川 竹 佳 子 | 高知弁護士会 |
| 吉 川 清 志 | 高知県医師会 常任理事 |
| 池 雅 之 | 高知県臨床心理士会 会長 |
| 竹 内 信 人 | 高知県市町村教育委員会連合会 会長 |
| 中 井 昭 秀 | 高知市教育委員会人権・こども支援課長 |
| 菅 谷 和 彦 | 高知地方法務局人権擁護課長 |
| 山 地 和 | 高知県子ども・福祉政策部長 |
| 岡 村 昭 一 | 高知県文化スポーツ部長 |
| 伊 藤 博 明 | 高知県教育長 |
| 朝 倉 栄一郎 | 高知県警察本部生活安全部長 |
| 森 克 仁 | 高知県中央児童相談所長 |

4 概要

(1) 開会

会長あいさつ

本日、協議いただくポイントとして1点目は、いじめ対策に関する関係機関・団体との連携について、各機関からの報告をいただいたうえで、今後必要な取組について協議をいただきたい。2点目は、「高知家」いじめ予防等プログラムの改善点や追補版案の今後の活用などについて、3点目は、不登校の問題について、厳しい環境にある子どもたちの問題も含めて、視野を広げて協議をいただきたい。

いじめ問題をはじめとする本県の子どもたちを取り巻く環境の課題を解決し、一層改善していくため精いっぱい努力してまいりたい。本日は、よろしく願います。

協議テーマについて

委員（進行）

事務局より、協議テーマについての説明をお願いします。

事務局 《資料1に基づき説明》

今年度第1回目の本会議での委員の意見として、協議テーマ（1）の高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組と各関係機関・団体との連携の在り方については、「早期の学校いじめ対策組織での情報共有」や「法律的な対応など専門家に助言をもらいながら対応することも必要」などの意見があった。

協議テーマ（2）の「高知家」いじめ予防等プログラムの改訂については、「SOSを発信しない子どもについて、どうしてSOSを発信しないのかということを考えていかなければならない」といったことや『いじめはいけない』と子どもに伝える保護者たちも、いじめについて学んでいく必要がある

などの意見があった。

また、今後の協議の方向性について、不登校や厳しい環境にある学校の子どもたちをどうサポートしていくかといった課題についても協議していくという意見があったので、この点についても今回協議テーマとして設定した。

協議（１）高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組と各関係機関・団体との連携のあり方について

（高知県いじめ防止基本方針に基づく各関係機関・団体の取組の成果と課題等について各担当から説明） 県教育委員会

《参考資料２－１に基づき説明》

人権教育推進事業について、今年度、県民に身近な１１の人権課題についての校内研修が、ほぼ全ての学校で実施されている。また、今年度中に情報モラル実践ハンドブックを作成し、子どもをネットトラブルから守るための情報モラル教育の取組を強化していく。

《参考資料２－３に基づき説明》

スクールロイヤー活用事業の実施について、オンライン相談も新たに導入し、積極的に活用いただいている。保護者からの厳しい意見など、対応に苦慮するケースの相談も多く、今後は事態が重篤化する前に早期に本制度を活用いただくことや、効果的な活用方法について各学校に周知をしていく。

《参考資料２－６に基づき説明》

道徳教育協働推進プランについて、授業づくり講座等においては、豊かな心を培う授業を通じた道徳性の向上や、地域のゲストティーチャーを招いたりする学校が増加するなど、地域ぐるみの道徳教育への取組に広がりが見られ、全国調査において道徳性の肯定的な回答が、全国を上回っている。

《参考資料２－９に基づき説明》

発達障害等のある児童生徒１人１人の特性に応じた指導支援を組織的に行うための校内支援体制の強化や、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の充実等の取組を進めてきた。来年度は、さらに特別支援学級担任等の専門性の向上のため、授業づくり支援事業や、特別支援学級等サポート事業の充実にも取り組んでいく。

子ども・子育て支援課 《参考資料２－１２に基づき説明》

県が把握をしている子ども食堂の設置数は、累計で８６カ所まで増えている。子どもの居場所としての機能を十分発揮するためにも、子ども食堂が誰でも気軽に来ただけの居場所であることを改めて周知するために、シンポジウムを新たに開催したいと考えている。

人権・男女共同参画課 《参考資料２－１３に基づき説明》

野球やサッカーへの子どもの観戦が多く、アンケートの結果から人権を大切にしたいという回答が見られ、子どもたちに直接人権の大切さに気付いてもらうため、選手と子どもたちの触れ合いの機会も持てる人権野球教室やサッカー教室の開催を検討していきたいと考えている。

私学・大学支援課 《参考資料２－１４に基づき説明》

要請教育訪問にて、生徒に対する人権学習や、教職員に対する人権研修を実施した。県主催の研修会については、教員の人権意識の資質の向上を図る研修を行ったり、私立学校の教員で組織される人権教育研究協議会の運営を支援するため、必要な助言・指導などを行った。

高知地方法務局 《参考資料２－１５に基づき説明》

子どもの人権ＳＯＳミニレターを県内の全小中学校に配布し、多くの児童生徒、家庭から悩みが送付され、返信に取り組んだ。また、自殺者の多くなる８月下旬から９月上旬にかけて、全国一斉「子ども

の人権110番」強化週間も実施をした。来年度も児童生徒の救済活動に取り組んでいく。

県警本部 《参考資料2-16に基づき説明》

県内の学校と連携し、非行防止教室を行っている。いじめ問題の他、SNS利用の低年齢化などを受け、幅広い年代での情報モラル教室の必要性がかなり増すものと考えており、いじめ防止のテーマも合わせて、小学生からの開催を継続して実施していく。

委員（進行）

各幹事からいじめ防止基本方針に基づく主要な取組の成果と課題、また来年度の取組などについての説明をいただいた。今後必要と思われる取組や連携の在り方について協議をいただきたい。

委員

高知弁護士会では令和2年から県教育委員会と協定を締結してスクールロイヤー制度を導入している。法的相談については、中立の立場で、学校が果たすべき説明責任や、法律上の適切な対応についての指導や助言を行うといった子どもの人権を守るための手伝いができるよう活動している。

また、いじめの研修等に関しての派遣依頼が増えていることから、ある程度、制度の周知はしていただいていると思う。

関係機関との連携の在り方については、市町村教育委員会や県教育委員会から依頼を受け、いじめの第三者委員会等の立場になった場合、客観的なアドバイスや報告書の取りまとめ等を行っている。弁護士会に推薦依頼をしていただければ、客観的な立場として関係者と関わりがない者を推薦させていただくようになっている。

委員

コロナの状況の中で、子どもたちの状況が非常に読み取りづらくなってきている。マスクをしているので表情が分からない。表情から読み取れる教育的な配慮が取りづらい部分がたくさんある。

子どもたちの素直な言葉を聞き取るためには、信頼関係が必要であり、親子の信頼関係、先生との信頼関係、子ども同士の信頼関係など様々ある。いじめられる子たちの不安、いじめる子たちの不安、その2つをどう前に向けていくのか、子どもたちのキャパシティをどう広げていったらいいか、日頃からいじめ問題、人権問題について、子どもたちと話す時には心がけている。

また、教員の人権意識が非常に高く、大人たちがロールモデルとして、子どもに示していく取組もこれから必要になってくる。

委員

私立学校では、いじめや不登校については、私学全体で人権教育の研修会を行っている。人権啓発センターから、教員の人権意識の向上や生徒への講演など行っていただいております。これを基に各学校で人権についての取組を行っているところである。また、支援が必要なケースについて学校外にアドバイスを求めたい時には、心の教育センターに相談することもある。いじめの重大事案については、県の専門家チームの制度やスクールカウンセラー配置の補助などをいただいている。

連携については、学校間の連携もある。今年度、不登校の生徒について、きょうだいがいる小学校と情報共有をすることがあった。それぞれの学校で、それぞれ子どもに対しての対応を確認をし、同じ方向で見守るという点が共有できたことは、非常に有意義であった。

委員

小中の連携として、引き継ぎの重要性と、記録と確認、共通認識と時間確保について特に重要視している。引き継ぎの重要性については、小学校で起きた事案への対応をどのようにしてきたのかということ中学校にしっかり伝わるようお願いしている。また、いじめの疑いのある事案を各校から全て入力するシステムを利用して情報把握をしており、引き継ぎを行うことができるようにしている。

教職員間の引き継ぎや共通認識を進めるための時間確保が特に課題になっており、学期始まりの1週間程度を半日授業として、午後に引き継ぎ等や、児童生徒理解や、授業づくりの時間確保を行うように準備している。

また、これまでのいじめ対応についての事案から、事例研究の準備もしている。例えば、いじめを見逃していた事例や、加害者が被害者になり、またそれが入れ替わるなどの事例、保護者対応でのトラブル、スクールロイヤーを効果的に活用したというような事例を学ぶことができる研修も企画している。

会長

全国的に深刻ないじめ事案も発生していることから、いじめ防止の取組に県民1人1人が主体的に取り組んでいただき、実効性あるものにしていくことが大事で、どういう形でできるかがポイントになる。

各関係機関、団体の具体的な取組の状況を関係者で共有していき、連携を図っていくことについて、いつ、どこで、誰と、どのような形で連携を図るかなど、実効性を伴う形で展開されることが大事だと考える。

協議(2)「高知家」いじめ予防等プログラム―追補版―について

事務局<資料3に基づき説明>

令和2年に作成した本プログラムの今年度の活用状況として、ほとんどの学校においていじめについての知識の習得や自校のいじめ防止等の取組の振り返り、また児童生徒を対象としたプログラムが積極的に活用されている。課題としては、保護者や地域への周知・活用について、全県的には十分に周知・活用ができていない状況である。新たなプログラムは、より活用しやすくするため、本県はいじめ等の実態を踏まえ、内容を精選した小冊子として作成した。

追補版の今後の活用展開については、3月に全てのデータをホームページからダウンロードできるようにするとともに、各学校にて次年度のいじめ防止の取組の年間計画に本プログラムの活用について組み込むことができるよう、年度内に周知をしたい。また、プログラムの製本版を4月当初に全教員に配布し、年度初めから活用できるよう進める。

委員(進行)

本プログラムについて、改善点や活用の在り方など、お気付きの点があればお願いしたい。

委員

今回、「対立の解消」についてプログラムとして入っている。今までの現場では、どちらかが正しい、どちらかが間違っているとジャッジをするような印象があった。対立の解消というのは、個人として、どちらかが悪いということではなくて、意見の対立にどう解消していくかという発想を入れていただいた。また、仲裁者はどのように対応すればいいかの内容が、プログラムのポイントではないかと思う。

ただ、1人の心の中でも、自分の中で対立する概念に対して仲裁をしていくという発想にもつなげていけるようにすると、より深く活用できるのではないかと思う。

それから、日常生活にどういうふうにかこれ落とし込んでいくかが、今後の課題である。日常的に先生方が上手に声掛けしているところは、非常にいじめなどのトラブルも少ないような印象があるので、こういうプログラムの方向性は非常に大事かと思う。

委員

いじめ問題については、あつてはならないという論の立てかけから始まる時がある。いじめに限らず問題行動は全てそうであるが、あつてはならないではなく、あつたことに関わるかという立ち位置が大事である。どうして人が人をいじめるのか、いじめを行う子も、はやし立てる子も、傍観する子も、そういう行動を取る必要性があつて行為に至っている。

いじめが社会問題化すると、どうしてもあつてはならないという強行的なプレッシャーが社会に強まり、そのプレッシャーは学校に向く。そうすると、学校の先生の管理の問題に矮小化されていく。

しかし、教師のアンテナの感度が悪いからいじめを見逃したという例ももちろんあるが、どうしていじめは見つけにくいのかという問いを立てたら、別のことが見えてくるはずである。

いじめを隠そうとするのは加害者だけではない。被害者も隠そうとする。傍観するのは加害と同じだという論もあるが、傍観者も苦しんでいる。誰かに打ち明けると自分がターゲットになるとか、先生に言ったらもっとこじれるかもしれないなど、いろいろなことで苦悩し、SOSを出せないことがある。

大人も、他者と共に生きていくことの難しさや大切さというテーマを子どもたちと一緒に考えることが大事である。罰を与えて抑え込むのではなく、どう関係修復するかといった観点も含めて考えていかなければいけない。

委員

ネットいじめに関して、コロナでゲームの時間が増え、ゲームの中でいざこざがあり、その後、学校で実際に会った時にエスカレートしていじめとして認知されるということがあると聞いた。

ネットいじめは、なかなか分かりにくいので、保護者の見識とか、子どもたちへの情報モラル教育でそういうところを補う必要がある。PTAとしてもネットに関する研修をやってきたが、コロナでできてないという現状もあり、新しい学びの方法も考えていかなければならない。

また、大人が積極的にいじめに介入するというよりは、当人同士で解決させるということを基本に置いて、このプログラムを利用していくという考え方であってほしい。

会長

プログラムの追補版について意見をいただいたが、まずは活用されることが大事である。保護者、地域の方々については、周知がまだまだ不十分なところもあり、いろいろな研修の場であったり、関係機関が開催する会合などにおいても紹介いただくなど、活用について協力をいただきたい。

また、お気付きの点があれば、事務局にお知らせいただきたい。

協議（3）不登校や厳しい環境にある子どもたちへの支援について

事務局〈資料5に基づき説明〉

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、県教育委員会における取組として、不登校については昨年度から不登校担当教員を20校に配置し、不登校に関する校内研修の実施や、校務支援システムを活用した情報共有およびSC、SSWの専門性を生かした校内支援会などの取組を進めている。

このような取組により、不登校児童生徒のうち出席日数が10日以下で、引きこもり気味である児童生徒の割合は全国に比べて低く、またSCやSSWや教育支援センター等の学校内外の機関で相談・指導を受けている児童生徒の割合は、全国に比べて小中高それぞれにおいて2割から3割高い状況となっており、このようなノーケアな取組も充実してきたところである。

また、本年度から校内適応指導教室のモデル校4校にて、生徒が安心して学べる環境を整備したり、1人1台端末を活用した個別学習支援等を行っており、前年度不登校であった生徒に改善傾向が見られるなどの変容も報告されている。

今後、学校での未然防止、初期対応、自立支援の取組を進めるとともに、各市町村の児童担当部署や関係機関との定期的な情報共有の機会を増やして、気になる子どもや家庭への具体的な支援に関する相互連携を強化していきたい。

委員（進行）

実際、学校現場ではどのようないじめ事案が発生しているのか、どのように学校として認知しているのかということについて、お伺いしたい。

委員

いじめに関して、いろいろなケースがあるが、特徴的なところとして、特性がある子ども同士が自分

の思いをうまく伝えられずにトラブルやいじめに発展することがある。また、SNSを介して、その子が面白い子だなという認識のもとで、実際会ってみると違ってたというようなケースが非常に増えている。さらには、SNSで子どもたちが簡単に友達の悪口を言うケースが非常に多く苦慮しているところである。各学校においても、企業の講師による研修をするなど、いろいろな工夫をしているが、そういった問題が多い状況がある。

不登校については今年度、外部機関との連携を図ったケースで、恐らくこのままでは社会に出ていけないだろうという子どもがおり、引きこもり状態であった。しかし、外部機関と連携することで、その子が徐々に外に出て、進路が決定したというケースがあった。学校ではできないところを、外部の力をどう借りていくかということが、徐々に教員に浸透しつつある。

委員代理

いじめについては、ただのトラブルであるというふうに捉えていたことや、怠けで学校に来ていないと捉えていたことが、実際に調べていくと、実はいじめが関わっていたというケースがある。

例として、友達の写真を加工して別の友達に発信したり、自分の写っている姿を消したりして、それを聞いた被害側の生徒は、恐怖心を訴えるようになった。出身中学校に相談したところ、小学校時代からトラブルがあったことが発端であることが分かり、その情報が解決につながったケースがある。学校側としても気が付かない、そしていじめと捉えられない部分が実は背景にあることがある。

本校の場合は、連続3日間、理由のない欠席がある者については、学年主任、管理職に報告するようにしている。そして、ケース会のような形で協議を行う。結果的にそれがいじめ検討委員会になる場合もあるが、そのように、できる限り早く察知して、とにかく早く背景を探り、問題の解決に向けたような対策を立てるといった取組をしている。

不登校については、特に高校2年生で非常に厳しく感じている。高校に入ると、すぐに仲間づくりや行事をやりながらプラスにしていくが、それができなかったという影響が、2年生の秋以降に出てきた。そういった不登校の生徒が増えつつあるので、個々への対応として現在取り組んでいるところである。

委員（進行）

ここで、厳しい環境にある子どもたちの支援について、福祉の分野での取組、施策について説明をお願いしたい。

委員

核家族化や少子高齢化で地域のつながりが弱まる中、引きこもりやヤングケアラーといった課題が複雑化し、十分に対応できないケースが増加している。地域から孤立をし、必要な支援が十分に届かず、問題が深刻化するケースも多く見られる。問題を早期に発見し、速やかに必要な支援につなげる予防の取組が重要となってくる。また、課題ごとに縦割りではなく、家庭全体を包括的に支援していくことが求められている。

包括的な支援体制について、自身からSOSを出さないケースが多いことから、福祉専門職をはじめとし、学校、地域の方々が困っている方を見逃さず、早期に発見できる仕組みづくりを進めていきたい。

断らない相談窓口として、例えば、高齢者の窓口では、子どもの相談は対応できませんということではなく、どこの相談窓口でも家族全体の課題を受け止めていく。

支援会議としては、日頃から専門職同士がお互いに信頼関係をつくって、さまざまな課題について話をしながら、支援を行っていくものである。そうした専門職だけの支援では課題解決が困難なケースについては、地域の支援者の方々にも参画いただき、ケースごとにチームを構成し、家族全体での支援を行っていくとするものである。

社会参加の支援、地域づくりに向けた支援として、困っている方には、その方に合った支援につながるということが重要になってくる。そういった居場所をつくるための支援を行っていく。

令和3年4月の法の施行により、包括的な支援体制の整備は市町村の努力義務となった。県としても、市町村とともにこの体制づくりに取り組んでいく。この体制づくりについては、教育と福祉の連携が不

可欠と考えており、それぞれの現場では課題もあるが、厳しい環境にある子どもたちとその家族が抱えている課題に対応するための有効な手法の1つと考えている。

委員（進行）

不登校やヤングケアラー等、今後必要な取組について意見をいただきたい。

委員

非行相談などをきっかけに、厳しい環境にある子どもたちの把握や支援に当たっており、万引きなどの非行、家出、いじめ被害など、子どもの支援に当たっている。いじめの被害相談をきっかけに、被害を受けている子どもや保護者との面接を重ね、学校と連携をしながら改善に向けて支援に当たったケースもある。また、いじめ防止教室を実施しており、ネットを通じた非行やいじめ、被害防止を目的としたネットモラル教室を小学校から高校まで実施している。

このような取組は学校をはじめとした関係機関との連携は欠かせないので、協力をお願いしたい。

委員

いじめの認知について、いい面も悪い面もある。医療現場ではヒヤリ・ハットといい、小さなミスをちゃんとチェックしたら、大きなミスを防げるという考え方がある。件数が多い少ないということも大切であるが、いかにしっかり件数が報告されているかということが大切である。

医療現場でいかによい医療をしていくかを考えた場合、医師を育てるということが、一番大切だと思う。学校現場でも教師を育てるということが大切で、具体的に、それぞれの教師をどのように育てていくかということが、一番大切ではないかと思う。そのためには、個々のケースにどういうふうに対応していったか、その経験を積み合わせて、育てて、いかに共有していくかということが大事になる。

ある児童精神科医によると、小競り合いを容認しており、そういった経験をふまえて、強くなっていくことも必要ではないかと考えられている。どういうことでそういうことが起こったのか、両方の意見を聞いてあげることから出発しないといけない。あるADHDの特性を持った子どもが事件を起こすと、すぐにその子が否定される。その子が悪かったという目で見られると、その子はどんどん悪い方に行ってしまう。何があってその子がそういう行動をしたか、しっかり聞いてあげると、この先生は聞いてくれたということになる。何とかその行動をやめさせようとするのではなく、この行動はよくなかったと経験させることで、その先もその行動を抑制するようになる。納得しないと行動は変わらない。

また、学級経営に時間がなく、フィードバックする時間が全然足りないと思う。医療の現場では、それぞれの患者さんを週1回カンファレンスをして、この患者はどういう人だからどうやってるというようなことを協議する。そういう時間がないと、自分なりのやり方で、ずっとその先生が、その経験を積み重ねていく。そうではなく、違う視点がしっかり入るような体制をつくる。子どもの意見も同じレベルで聞いていく。そういう視線が必要だと思う。

委員

きもちメーターについて、ぜひこれを先生方活用していただきたい。いじめがあつて不登校になり、引きこもりになり、8050になるんじゃないかと懸念している。

小学校、中学校など、その時点で、もう卒業するからいいのではなく、次へつなぐという話があつたが、そうしていただくことが必要だと思う。民生委員も手伝いができたらいいと思う。

今、民生委員も、ヤングケアラーについて県から情報提供をいただいております、研修会も行っている。引きこもりの調査についても手伝った。そういう意味で、いじめだけではなく、いろいろな地域でできたらいいと思う。

会長

まず、学校の現場力が必要になるが、厳しい環境にある子どもたちの問題には、学校だけでは解決できない課題もある。今後、いただいた意見の整理をし、来年度以降も本協議会にて必要に応じてテーマ

として設定し、協議をいただければと思う。

本日の協議会で出た資料や意見を各所属団体等において、今後の取組の中に反映できるものはしていただくようお願いしたい。また、高知県の子どもたちのために何ができるかということ、それぞれの立場で考えて、しっかりと連携をし、協力していくことが何より大事である。引き続き、協力のほどお願いしたい。